

第7期の納期限は、1月31日(火)

# 国民健康保険税の納付はお済みですか？

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けることができるよう、加入者が普段から保険税を納めて医療費の負担を支え合う、助け合いの制度です。

保険証は毎年年度が変わるごとに切り替わり、有効期限は1年間です。毎年3月末に新しい保険証を送付しています。特別な事情がないにもかかわらず**保険税を滞納すると、この保険証の有効期限が短くなる場合があります**ので、ご注意ください。

## 平成29年度の保険証について

平成28年度末に発送する保険証に関しては、**平成28年度第7期(納期限1月31日(火))までの納付を終えていない場合には、短期の保険証となります**。

この場合、有効期限が切れるごとに福祉保険課で保険証の交付を受けることになります。

## 特例対象被保険者等(非自発的失業者)に対する軽減措置

倒産・解雇等による離職や、雇止めなどによる離職をした方で条件を満たす方は、保険税が軽減される場合があります。この軽減措置を受けるには申請が必要です。詳細は、お問い合わせください。

## 問い合わせ

▽保険証に関すること…福祉保険課国保年金担当(☎282-1711 内線1131～1133) ▽納税に関すること…税務課収納管理室(☎282-1711 内線1114～1116)

## 国民健康保険税を納付したい…でも、こんなときは…

### ■納期限が過ぎてしまった場合

納期限が過ぎた納付書は、コンビニエンスストアでは使用できません。納付書裏面に記載の金融機関をご利用ください。

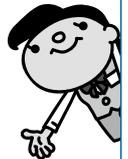
### ■納付書をなくしてしまった場合

福祉保険課または税務課で再発行が可能です。お問い合わせいただくか、窓口までお越しください。

### ■口座振替ができなかった場合

口座振替不能通知と共に納付書を送付していますので、納付書を使用して納付してください。

納付できない特別な事情がある場合には、税務課へご相談ください。



## 「自分の店を持ちたい!」、「会社を立ち上げたい!」方へ 第1回「創業セミナー&個別相談会」

東海村創業支援ネットワークでは、「自分の店を持ちたい!」、「会社を立ち上げたい!」、「事業を立ち上げたいけれど、軌道に乗せたい」、「創業に少し興味があるけれど、どうしたらよいのか分からない…」など、創業に興味のある方や創業を目指す方、創業初期の方を対象に、創業セミナーを開催します。

経験豊かな講師による創業セミナーに加え、創業支援ネットワークによる個別相談会も実施しますので、ぜひご参加ください。

日時▼2月19日(日) 午後2時～4時

場所▼東海村産業・情報プラザ「iVil」(旧リコッティ)

参加費▼無料

申し込み・問い合わせ▼事前に、日本政策金融公庫 日立支店(☎0294-24-2451)または、まちづくり推進課商工観光・企業立地担当(☎282-1711 内線1344)へ申し込みください。

